

# 太陽 ASG

## エグゼクティブ・ニュース

### テーマ：わが国の公的年金制度の現状と課題

執筆者：株式会社野村総合研究所 主席研究員 坂本 純一 氏

#### 要旨（以下の要旨は1分30秒でお読みいただけます。）

この程（14年6月）、政府は新しい成長戦略および経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）をまとめました。この中では、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の運用の仕方についても触れられており、公的年金への関心の高さが窺われます。また、今年には公的年金制度の財政検証の年に当たっており、厚生労働省は最近この検証結果を発表しています。

こうした一方で、わが国の65歳以上の人口が全人口に占める割合は世界の中でも極めて高く、その傾向は今後も続くと予想されています。生活インフラの基礎となっている公的年金制度が今後も所得保障の役割を果たして行くにはどうすべきか、その現状と課題につき野村総合研究所・坂本純一主席研究員に解説して頂きます。

わが国の公的年金の中心は、20歳以上60歳未満の日本国内に居住する全ての者等を対象とする国民年金制度です。これは、自営業者や農家、多くの非正規労働者が対象の第1号被保険者、会社員や公務員が対象の第2号被保険者、会社員や公務員の妻などが対象の第3号被保険者に分けられ、約6,600万人が加入しています。

公的年金制度は、18世紀イギリスの産業革命で、それまでの大家族による相互扶助が崩れて、高齢者等の困窮化の問題を解決するために考案されました。社会保険制度の内、「収入の途絶」に属する高齢、障害、主たる生計者の死亡などのリスクに備える制度と位置づけられます。また、公的年金制度は、経済リスクに対する財・サービスの提供を目的としているため、物価の上昇による年金額のスライド措置が導入されています。

公的年金制度の持続可能性に影響を与える要因としては、人口の高齢化と非正規労働者の増加があります。前者では、日本は平均余命の長さや出生率の低下からG7諸国中65歳以上の人口の割合（高齢化比率）が最も高く、後者では、ライフスタイルは雇用者と変わらないにも拘わらず自営業者のように生活手段を持たないため、老後の生活保障が十分見込めない問題が生じています。

こうした課題に対し、社会保障制度改革国民会議では、①マクロ経済（物価）スライドによる年金支給、②短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、③高齢期の就労（支援）と年金受給の在り方（保険料納付期間の延長）の検討、などの考え方を打出しました。

これらの考え方について、幾つかのオプション試算が行われていますが、年金問題は各世代を通じて検討されるべき事柄なので、それぞれの世代がお互いに痛みを分かち合いながら公的年金制度の持続可能性が維持されていくことが肝要、と結ばれています。

---

「太陽 ASG エグゼクティブ・ニュース」バックナンバーはこちらから⇒<http://www.gtjapan.com/library/newsletter/>  
本ニュースレターに関するご意見・ご要望をお待ちしております。Tel: 03-5770-8916 e-mail: t-asgMC@gtjapan.com  
太陽 ASG グループ マーケティングコミュニケーションズ 担当 藤澤清江

## テーマ：わが国の公的年金制度の現状と課題

株式会社野村総合研究所 主席研究員 坂本純一

### 1. はじめに

今年（2014（平成26）年）は厚生年金保険制度、国民年金制度の財政検証の年です。公的年金制度の持続可能性は、人口や経済、就業構造等の変化の影響を受けます。このため、厚生年金保険法や国民年金法には、少なくとも5年に一度財政検証を行うという規定が置かれており、これに従って5年に一度財政検証を行っています。今年（2014（平成26）年）はちょうどその年に当たり、去る6月3日に厚生労働省はその検証結果を公表いたしました。

それによりますと、人口の高齢化が現在の見通し通り推移する一方で、経済が安定的に成長するような状況が長く続けば、将来世代についてもある程度の給付水準が確保できるのに対し、経済成長が鈍化した状態が長く続くようであれば、制度を現状のままにしておくと、将来世代の給付水準の充分性が危ぶまれるという結果が示されています。このような状況に真正面から取り組み、将来世代の給付が充分性を保てるように制度を工夫していくことが我々の世代に求められています。

わが国の65歳以上人口が全人口に占める割合は、諸外国に比べ群を抜いて高くなっており、今後の見通しもますます高齢化していくことが見込まれています。そのような環境の中でも、生活インフラの基礎となっている公的年金制度が所得保障の役割をきちんと果たすように制度を工夫し、安定した社会を築いていくことが現在世代の責務であるでしょう。

そこで当稿では、現在のわが国の公的年金制度を概観するとともに、将来世代の給付の充分性を保つために今何をなすべきかを考えていきたいと思えます。

### 2. わが国の公的年金制度の概要

#### (1) 公的年金制度の枠組み

図表1（次頁）はわが国の公的年金制度の枠組みを示しています。まず国民年金制度は、20歳以上60歳未満の日本国内に住所を有するすべての者、および厚生年金保険制度等の被用者年金制度（注1）に加入している20歳未満または60歳以上65歳未満の者を適用対象としています。国民年金制度の適用対象者は被保険者と呼ばれており、平成24年度末現在6,617万人が被保険者となっています。

国民年金制度の被保険者は3つのカテゴリーに分類されています。

まず、①自営業者、農業者、失業者、学生等は第一号被保険者と呼ばれ、国民年金制度に定額の保険料を納め、国民年金制度から定額の給付を受け取ります。国民年金制度が支給する給付は基礎年金と呼ばれています（注2）。

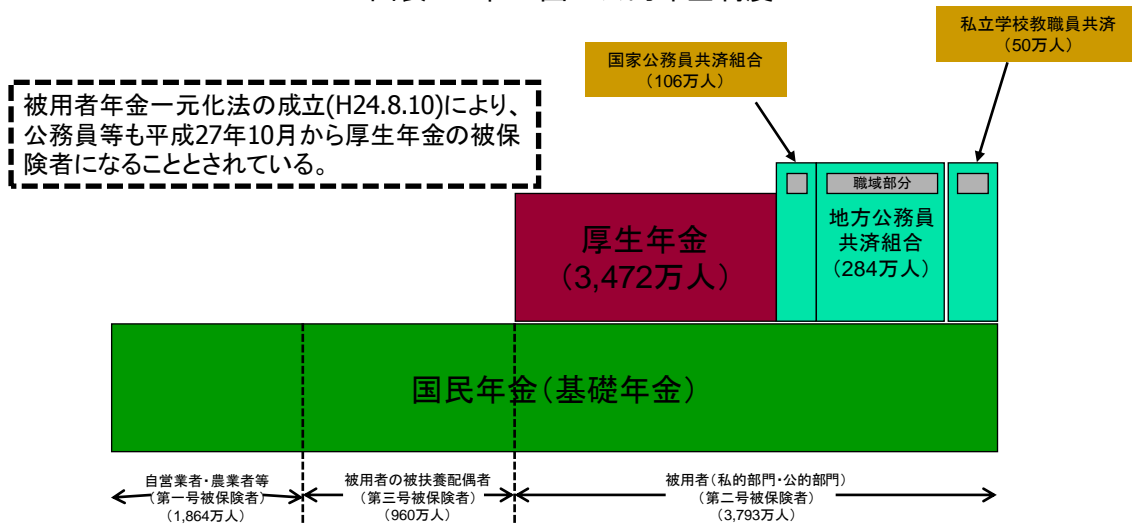
次に、②65歳未満の被用者年金制度の被保険者等は、第二号被保険者と呼ばれています。これらの者はそれぞれの被用者年金制度に報酬比例の保険料を納め、給付として国民年金から基礎年金を、それぞれの被用者年金制度から報酬比例年金を受給します。これらの者は国民年金の被保険者でもありますが、国民年金制度に直接的には保険料を納付しません。

更に、③第二号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者は第三号被保険者と呼ばれています。第三号被保険者は保険料を納める必要はなく、支給開始年齢に到達すると基礎年金を受給することができます。

(注1) 被用者年金制度には、厚生年金保険制度、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度の4種類があります。これらの制度の適用対象者は、厚生年金保険制度の場合は被保険者、国家公務員および地方公務員共済組合の場合は組合員、私立学校教職員共済制度の場合は加入員と呼ばれています。以下、これらの適用対象者を総称するときは被保険者等と呼ぶこととします。なお、2012(平成24)年8月に成立した法律により、これらの被用者年金制度は2015(平成27)年10月から厚生年金保険制度に統合されることになりました。

(注2) 国民年金制度が支給する給付には、基礎年金のほかに第一号被保険者に支給する寡婦年金、死亡一時金があります。

図表1 わが国の公的年金制度



(資料)第57回厚生労働省社会保障審議会年金数理部会資料に基づき作成

\* 被保険者数は平成25年3月末現在のものである。  
 \* 被用者年金加入者数の合計と第二号被保険者数が一致しないのは、被用者年金加入者数には65歳以上の被保険者が含まれているからである。

## (2) 基礎年金の財源構造

第二号被保険者や第三号被保険者は国民年金制度に保険料を払いませんが、基礎年金を受け取ることができます。その仕組みを簡単に説明しておきましょう。国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度以外の公的年金制度、すなわち国民年金制度と厚生年金保険制度は年金特別会計と呼ばれている特別会計でその経理が管理されています。この年金特別会計には、①国民年金勘定、②基礎年金勘定、③厚生年金勘定と呼ばれる勘定が設けられており(注3)、次のような役割を担っています。

まず、①国民年金勘定ですが、第一号被保険者が納付する保険料をこの勘定が管理しています。「(注2)」で述べたように、第一号被保険者には基礎年金給付のほかに寡婦年金の給付や死亡一時金の給付がありますが、これらの給付はこの国民年金勘定から支給されます。

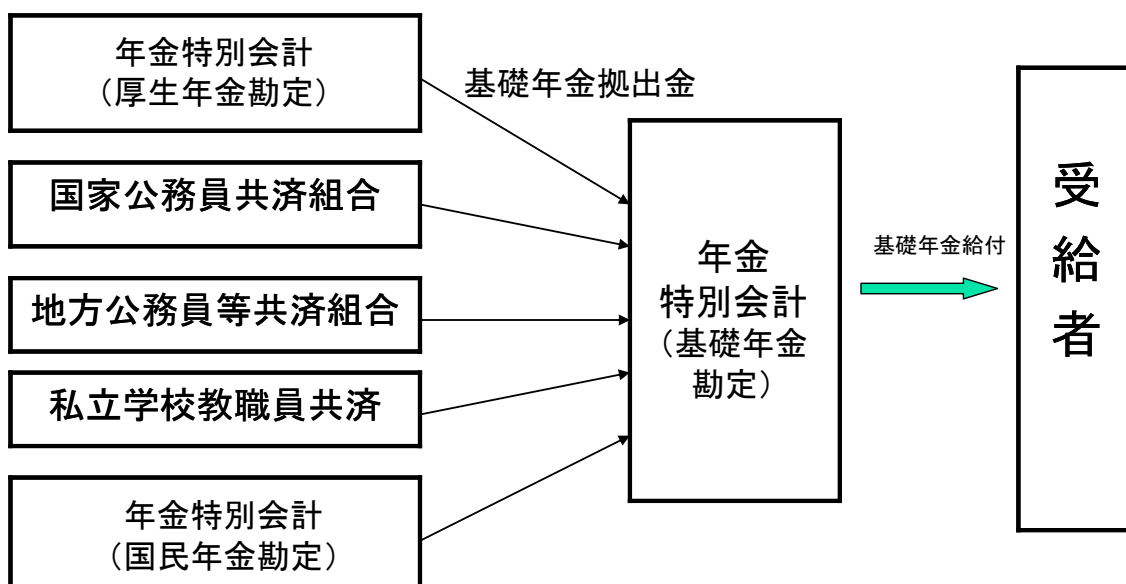
(注3) 年金特別会計にはそのほか業務勘定、福祉年金勘定などの勘定があります。

次に、②基礎年金勘定ですが、これはすべての基礎年金給付の支払いを管理する勘定です。その基礎年金の給付を行うために、基礎年金勘定は国民年金勘定、厚生年金勘定、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度から財源を集めます。この各制度から基礎年金勘定に渡される財源のことを「基礎年金拠出金」（図表2）と呼んでいます。

基礎年金拠出金は、次のように計算され各制度に割り当てられます。すなわち、各制度の20歳以上60歳未満の被保険者等の数と各制度の被保険者等の被扶養配偶者となっている第三号被保険者の数を合計し、その年に必要な基礎年金給付費をこの合計した人数で按分した金額が、その制度の基礎年金拠出金の金額になります。

このように各制度は徴収した保険料から基礎年金拠出金を基礎年金勘定に拠出し、その金額を算定する際の按分のもとになる人数の中に第二号、第三号の被保険者の数が含まれていますので、第二号、第三号被保険者は直接国民年金制度に保険料を納めていないように見えますが、間接的に納める形になっており、基礎年金給付を受給できるわけです。

図表2 基礎年金拠出金



最後に、③厚生年金勘定は、厚生年金被保険者が納付する保険料を管理し、厚生年金保険制度が支給する報酬比例年金の支払いを管理しています。そして上述した基礎年金拠出金を基礎年金勘定に拠出する役割も担っています。

### (3) 費用の負担

公的年金各制度は、給付を行うために被保険者等から保険料を徴収します。

第一号被保険者が納める保険料の月額額は平成26年度については15,250円で、毎年度平成16年度価格で280円ずつ引上げられることになっており、平成29年度からは平成16年度価格で16,900円と定められています。

厚生年金の保険料率は2014（平成26）年6月現在で17.120%と定められており、毎年9月に0.354%引き上げられ、2017（平成29）年9月以降は18.3%とすることと定められています。

また、各制度が基礎年金拠出金を基礎年金勘定に拠出するとき、その半額に相当する金額が、一般会計から各制度に交付されます。この交付金のことを国庫負担と呼んでいます。

### 3. 公的年金制度の存在理由

#### (1) 淵源は産業革命

以上のとおり、わが国の公的年金制度の枠組みを概観しましたが、それではなぜこのような制度が存在しているのかについて、歴史的な観点から見ておくことにしましょう。

公的年金制度は社会保険制度の一環ですが、社会保険制度の淵源は産業革命にあります。18世紀にイギリスで起こった産業革命は、多くの国に伝播し、それぞれの国で工業化が進展して行きました。わが国でも日露戦争と第一次世界大戦の間に産業革命が起こったと言われています。この産業革命による工業化の進展により、それまでの大家族を中心とする家族形態が、夫婦と子供のみ、或いは夫婦のみ、或いは単身という核家族の形態に変化して行きました。工業化の進展により主として農家の余剰労働力が工場等の労働力になり、生家を離れ都会に住むようになったからです。

大家族が家族形態の中心であった時代は、家族内の助け合いにより、病気になった場合や高齢になって働けなくなった場合も生活を継続することができました。しかし産業革命以降工業化の進展により核家族が家族形態の主流になると、家族内の扶養が不可能となり、高齢、主たる生計維持者の死亡、障害というような人生における経済リスク（注4）に遭遇した人は多くの場合困窮化しました。そして、都市には多くの困窮化した人々、特に困窮化した高齢者が現れました（注5）。

自由な市場経済を基本としつつ、このような困窮化の問題を解決するために、考案されたのが社会保険制度です。強制的に制度に加入しなければならず、保険料の支払いを義務付けられますが、人生における経済リスクに遭遇したときには、給付を受けることができ、これにより困窮化を避けることができるという制度です。19世紀後半にドイツで考案され、それが経済成長をもたらしたことから諸外国が注目するところとなり、20世紀の前半に多くの国々に拡がって行きました。わが国に健康保険制度が導入されたのが1922（大正11）年であり、厚生年金保険制度の前身である労働者年金保険制度が導入されたのが1941（昭和16）年でした。

公的年金制度は、このような社会保険制度の一環として、人生における経済リスク（注5参照）のうち「収入の途絶」の категорияに属する、高齢、障害、主たる生計維持者の死亡というリスクに備える制度と位置付けられています。

（注4）人生における経済リスクとは、自己責任によらないで困窮化する様々な要因を意味します。それらは大きく二つのカテゴリーに分けることができます。ひとつは「所得の喪失」というカテゴリーで、高齢、障害、主たる生計維持者の死亡、失業等がこれに入ってきます。もうひとつのカテゴリーは「急または恒常的な出費」というカテゴリーで、医療費の支払い、介護報酬の支払い、子育て費用等が入ってきます。

（注5）わが国でも1980年代までは、高齢者というと貧しく可愛そうな人々というイメージがありました。このため老齢年金給付に対し、税制上の優遇措置が設けられたりしました。

#### (2) 財・サービスについて

我々が日常生活を送る上で必要なものは、財・サービスということが言えるでしょう。それはお金ではなく、財・サービスです。それがお金ではないことは、例えばビル・ゲ

イツが絶海の孤島で生活できるかということを考えてみると明らかです。いくらお金があっても財・サービスがなければ日常生活を送ることはできません。

ところがこの財・サービスは蓄えることができないという特徴を持っています。このことが人生設計を難しくしているということが言えるでしょう。お金は蓄えることができますが、肝心の財・サービスが希少になっていると、価格は高騰します。蓄えたお金で入手できるとは限りません。

公的年金制度は、他の社会保険制度と同様に、人生における経済リスクに遭遇した人に、日常生活に必要な財・サービスを提供することを目的としています。これらの人が困窮化しないようにするには、日常生活に必要な財・サービスが提供されなくてはなりません。実際、産業革命以降の工業化の進展により、大家族が崩壊し、核家族化して行ったときに多くの人々が困窮化したのは、大家族の中で提供されていた財・サービスが提供されなくなったからと言えるでしょう。公的年金制度は大家族に代わってこの役割を果たそうとしている制度ということが出来ます。公的年金制度に物価の上昇に応じて年金額をスライドさせる措置が導入されているのも、この財・サービスの提供が最終的な目的であるからです。公的年金制度の給付はお金で行われますが、最終的には財・サービスの提供が目的であることを意識したお金による給付ということが言えるでしょう（注6）。

（注6）このためには経済がしっかりと財・サービスを生産していることが必要になります。経済が不調で財・サービスの生産が十分でないときには、受給者も我慢する必要があるでしょう。

#### 4. 社会経済状況の変化

公的年金制度の持続可能性に影響を与える要因の主なものに、人口の高齢化があります。現役就労者の人数が相対的に低下すると、給付を支える力が弱まるからです。また、就業構造等の変化により、保障が十分でないと考えられるグループが現れてくる場合には、それらのグループに対する保障を十分なものにする必要が出てきますが、そのときに、制度の持続可能性を合わせて検証しなければなりません。これも間接的ではありますが、制度の持続可能性に関わっています。そこで、まず、これらの環境変化について見て行くことにしましょう。

##### (1) 人口の高齢化

公的年金制度は上述のように現在生産されている財・サービスの一部が年金受給者に配分され、年金受給者が困窮化しないようにする制度です。このためには、現在生産される財・サービスの総量が十分あり、その一部を年金受給者に給付しても、現役就労者は十分な生活を送ることができることが必要です。従って、現役就労者の人数が受給者の人数に比べて相対的に多い場合には、このような給付は比較的容易でしょう。反対に、現役就労者の人数が受給者の人数に比べて相対的に少ない場合には、現役就労者一人当たりの生産性が同じである限り、同じ給付を支給することは難しくなり、場合によっては減少せざるを得ないでしょう。

これから、現役就労者の人口と受給者の人数の相対的な関係が、公的年金制度の持続可能性に大きく影響することが分かります。受給者の多くは老齢年金の受給者ですので、人口の中に占める65歳以上（注7）の人口の割合などは参考になる指標と言えます。この全人口の中に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）が高くなることを人口の高

齢化と呼んでいます。人口の高齢化は公的年金制度にとって持続可能性が脅かされる大きな要因です。

(注7) 高齢者の定義を65歳以上の者とした場合には、このように65歳で区切ることが考えられますが、65歳は現役で最早高齢者ではないという時代になれば区切り方は変わるでしょう。実際、今から30年前では60歳が一般的な区切り方でしたが、今では60歳は現役で高齢者とは思われないと言っても過言ではないでしょう。

図表3 G7諸国の高齢化率

年次	G7諸国						
	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア
1950	4.9	8.3	7.7	10.8	9.6	11.4	8.1
1970	7.0	9.8	8.0	13.0	13.6	12.9	11.1
1990	11.9	12.5	11.2	15.7	15.0	14.1	14.9
2010	23.0	13.1	14.2	16.6	20.8	16.8	20.3
2030	30.7	20.1	22.7	21.7	28.2	23.2	26.8
2050	36.5	21.4	24.7	24.7	32.7	25.5	33.0
2070	36.3	23.3	25.7	25.9	32.9	26.7	31.2
2090	35.5	25.4	28.0	28.4	33.5	28.9	32.0

(資料) UN Population Division "World Population Prospects: The 2012 Revision"

図表3はG7諸国の人口の高齢化率の推移を示したものです。2010年までが実績で、2030年以降は国連による推計です。わが国は、1950年頃には他の国に比べて高齢化率は非常に低い若い国でした。それが2010年には他の国に比べて非常に高い高齢化率となっています。そしてその見込みは将来も変わっていません。わが国の人口が急速に高齢化したことがわかります。

人口が高齢化する要因としては、一つは高齢者の死亡率の改善があります。これは換言しますと、高齢者の平均余命が長くなるという現象です。



図表4 G7諸国の65歳の平均余命の推移

(男子)								(年)
年次	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	
1950-55	11.32	12.93	13.48	11.81	12.63	12.09	12.99	
1965-70	12.41	12.89	13.65	12.09	12.07	12.70	13.04	
1985-90	16.04	14.69	15.06	13.56	13.64	14.93	14.62	
2005-10	18.60	17.43	18.04	17.42	17.03	18.08	17.85	
2025-30	20.79	19.09	19.88	19.70	19.09	19.72	19.92	
2045-50	22.73	20.45	21.42	21.39	20.80	21.31	21.90	
2065-70	24.56	21.74	22.99	23.02	22.53	22.94	23.80	
2085-90	26.36	23.11	24.62	24.64	24.32	24.63	25.70	

(女子)								(年)
年次	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	
1950-55	13.42	15.40	15.34	14.53	13.75	14.61	14.15	
1965-70	15.15	16.53	17.05	15.83	14.83	16.35	15.63	
1985-90	19.60	18.71	19.32	17.43	17.26	19.32	18.42	
2005-10	23.64	20.09	21.16	20.09	20.36	22.42	21.58	
2025-30	26.03	21.71	23.07	21.98	22.45	24.69	23.89	
2045-50	28.19	23.23	24.86	23.75	24.44	26.75	26.09	
2065-70	30.24	24.78	26.60	25.53	26.41	28.73	28.26	
2085-90	32.26	26.33	28.35	27.30	28.37	30.69	30.40	

(資料) UN Population Division "World Population Prospects: The 2012 Revision"

図表4は、G7諸国の男女別の65歳における平均余命の推移を示したものです。わが国は、1950年頃には最も平均余命の短い国でしたが、2010年頃には男女ともに最も長い国になりました。このことがわが国の高齢化率を急速に高くした要因の一つと言えます。

人口が高齢化するもう一つの大きな要因は、出生率の低下です。出生率が低下しますと、若い人口が減って行きます。

図表5(次頁)は、G7諸国の合計特殊出生率の推移を示したものです。合計特殊出生率というのは、一人の女性が一生の間に産む子供の数を表すことを意図した概念で、その年の16歳から49歳までの各年齢の出生率を合計した数値です。各年齢の出生率は、その年齢の女性から生まれた新生児数をその年齢の女性の人口で割った率を意味します。これによれば、わが国の合計特殊出生率は1950年頃には高い方でしたが、急速に減少し、今や最も低くなっています(注8)。このことも人口の高齢化が進行していく要因です。

(注8) わが国の将来推計人口は国立社会保障・人口問題研究所で作成されていますが、この中位推計に用いられている合計特殊出生率の前提は、図表5の国連人口推計よりも厳しいものとなっており、将来は1.35に収束する見通しとなっています。



図表5 G7諸国の合計特殊出生率の推移

年次	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア
1950-55	3.00	3.33	3.65	2.18	2.13	2.75	2.36
1965-70	2.02	2.58	2.61	2.57	2.36	2.64	2.52
1985-90	1.66	1.92	1.62	1.84	1.43	1.81	1.34
2005-10	1.34	2.06	1.63	1.88	1.36	1.97	1.39
2025-30	1.58	1.98	1.78	1.89	1.54	1.99	1.66
2045-50	1.72	1.99	1.83	1.90	1.64	1.99	1.79
2065-70	1.79	1.99	1.87	1.91	1.71	1.99	1.84
2085-90	1.83	1.99	1.88	1.91	1.75	1.99	1.88

(資料) UN Population Division "World Population Prospects: The 2012 Revision"

いずれにせよ、わが国の人口は急速に高齢化しており、今後もG7のなかで最も高齢化した国という状態は続く見込みであることが言えます。

## (2) 非正規労働者の増加

公的年金制度を取り巻く社会経済環境の中で、重要な変化がもうひとつあります。それは、非正規の職員・従業員が「雇用者（役員を除く）」（注9）の中に占める割合が急速に高まっていることです。

図表6（次頁）は1984（昭和59）年以降の非正規の職員・従業員の数とその雇用者数（役員を除く）に対する割合の推移を示したものです。男女とも1990年代の後半から急速に増加していることが分かります。非正規の職員・従業員には、被用者年金制度の被保険者等の被扶養配偶者、すなわち第三号被保険者でパート従業員として働いているという人（注10）も含まれますが、これらの人を除けば、正社員を希望したくなれなかった人のように、そのライフスタイルは雇用者と変わらないという人が大勢います。これらのうちの多くの人々は厚生年金保険の被保険者とならずに、第一号被保険者となっています。自営業者や農業者のように生活して行く手段を持たないこれらの人々にとっては、このままでは老後の生活保障としては十分ではなく、正社員と同じように、これらの人々にも厚生年金の適用を拡大して行くことが必要です。

（注9）この「雇用者（役員を除く）」は被用者と概ね同義です。総務省の労働力調査の用語に準じています。

（注10）これらの人々は「三号パート」と呼ばれています。



図表6 非正規の職員・従業員数の推移

(男子)

時点	雇用者数 (役員を除く) (万人) ①	正規の職員・ 従業員 (万人)	非正規の職員・ 従業員 (万人) ②	②/① (%)
1984年2月	2,530	2,335	195	7.7
1989年2月	2,636	2,407	229	8.7
1994年2月	2,881	2,637	244	8.5
1999年2月	2,917	2,594	323	11.1
2004年1～3月平均	2,845	2,390	454	16.0
2009年1～3月平均	2,887	2,373	513	17.8
2014年1～3月平均	2,874	2,241	632	22.0

(女子)

時点	雇用者数 (役員を除く) (万人) ①	正規の職員・ 従業員 (万人)	非正規の職員・ 従業員 (万人) ②	②/① (%)
1984年2月	1,406	998	408	21.4
1989年2月	1,634	1,045	588	36.0
1994年2月	1,895	1,168	727	38.4
1999年2月	1,996	1,093	902	45.2
2004年1～3月平均	2,089	990	1,099	52.6
2009年1～3月平均	2,218	1,027	1,191	53.7
2014年1～3月平均	2,319	982	1,337	57.7

(資料)総務省「労働力調査」

## 5. 公的年金制度の課題

このように、公的年金制度は人口の高齢化という環境の変化に直面しているとともに、ライフスタイルが被用者と同じであるのに、非正規職員・従業員ということで、厚生年金の適用を受けずに、第一号被保険者のカテゴリーに入っている被用者の数が増えているという変化にも直面しています。こうした変化に対し、公的年金制度が持続可能性を維持できるように制度を変えて行かなければなりません。

ただ、このような事態は今回初めて直面した事態ではなく、人口の高齢化については1980（昭和55）年の財政再計算（注11）以来わが国が取り組んできた環境変化であり（注12）、非正規職員・従業員の増加は2004（平成16）年改正から直面した環境変化でした。

このため、2012（平成24）年8月に法律（注13）により設置された社会保障制度改革国民会議では、これらの環境変化に対応するための方策が審議され、2013（平成25）年8月に報告書が公表されました。それを受けて「持続可能な社会保障制度の確立を図るために講ずべき改革の推進に関する法律」が成立し、その中で次のようなテーマが検

討課題として挙がっています。すなわち、①マクロ経済スライドの仕組みの在り方、②短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、③高齢期における就労と年金受給の在り方、等です。

これらの課題の具体的な検討は、これからの厚生労働省社会保険審議会年金部会等の審議を待つところとなりますが、厚生労働省はこれらの内容について一定の仮定を置いた上で、その方向での改革が公的年金制度の持続可能性の回復にどれくらいの効果を持っているかを今回の財政検証で示しています。この試算をオプション試算と呼んでいます。

これは、国民会議の報告書の要請にも沿ったものでした。国民会議の報告書では、「・・・単に財政の現況と見通しを示すだけでなく、上記に示した課題の検討に資するような検証作業を行い、その結果を踏まえて遅滞なくその後の制度改正につなげていくべきである。」と記されているからです。

以上、大分前置きが長くなってしまいましたが、今回厚生労働省が示しましたオプション試算に基づき、上述の検討課題①～③それぞれが、どの程度持続可能性回復の効果があるかを以下にまとめておきます。

(注11) 1ページの冒頭で述べましたように、公的年金制度の持続可能性は人口や経済、就業構造等の変化の影響を受けます。このため、定期的に年金制度の収支が均衡する見通しになっているか否かの検証を1950年代から行ってきました。そして当時は、この検証を行うたびに保険料率を決め直していました。この保険料率を決め直す行為を伴う財政検証のことを財政再計算と呼んでいます。現在は保険料率自体は法律で決められていますので、この検証は文字通り財政検証と呼んでいます。

(注12) 最初は平均余命の伸びが主な要因でしたが、1994(平成6)年の財政再計算からは少子化も新たな要因に加わって来ました。

(注13) 社会保障・税一体改革関連法案の一つとして、社会保障制度改革推進法案が国会に提出され、2012(平成24)年8月に成立しました。これにより、政府はこの法律で規定された基本的な考え方や基本方針にのっとり社会保障制度改革を行うものとされ、その法制上の措置について、社会保障制度改革国民会議を設置して、この国民会議の審議を踏まえて講ずるものとされました。国民会議が審議すべきテーマは、少子化対策、医療、介護、年金の4分野でした。

## (1) マクロ経済スライドの仕組みの在り方

マクロ経済スライドは、2004(平成16)年の年金改正で導入された仕組みです。この仕組みは次のような柱から成り立っています。すなわち、

①. 保険料拠出計画を将来にわたって定める、

－ 厚生年金保険料率は2004(平成16)年10月に13.934%とした後、毎年9月に0.354%ずつ引き上げ、2017(平成29)年9月以降は18.3%とすることが法律で定められています。また、国民年金第一号被保険者の保険料は平成17年度に13,580円としたのち、毎年度280円ずつ引き上げ、平成29年度以降は16,900円とする、ただし価格はいずれも平成16年度価格で、その後は賃金上昇率に応じて名目額に換算する、と定められています。－

②. 収支均衡を調べる期間を概ね100年間と定め、収支均衡の要件にこの期間の最後に給付費1年分の積立金が残存していることも加える、

③. 従来通りのスライド(物価スライド、賃金スライド)を行うと②の収支が均衡しなくなる場合には、当年度のスライド率からマクロ経済スライドで規定するスライド調整率を差し引く、

④. スライド調整率は、公的年金制度の被保険者数の減少率と65歳における平均余命の伸び率(これは0.3%に固定されています)を合計した率とする、

⑤. ③を実行したらマイナスになる場合にはその年のスライド率はゼロとし、従来のスライド率がマイナスの場合には、スライド調整は行わない、というものです。

しかしながら、2004（平成16）年以来、わが国の経済はデフレ基調が続いてきました。このため、⑤の要件により、マクロ経済スライドが全く発動されない状態がずっと続いてきました。これは現在の受給者にとってはある意味で給付が高止まりするので、朗報に聞こえるのですが、将来の受給者にとっては、その分最終的な給付水準が減りますので、より厳しい状況におかれることとなります。

このような問題点を考慮して、⑤の条件を外し、デフレ経済下でもマクロ経済スライドを発動することにする、というのがこの課題に対する検討の方向です。

そして、オプション試算によれば、この措置は経済前提が厳しい場合に効果があり、最終的な給付水準を10%程度引上げる効果があることが示されています。

## (2) 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大

これは具体的には、短時間労働者に厚生年金の適用を拡大する、という改革の方向を意味しています。2012（平成24）年の社会保障・税一体改革の際も、できるだけ多くの短時間労働者を厚生年金の被保険者とする議論がなされましたが、最終的には、週20時間以上就労、月収8.8万円以上、勤務期間1年以上、501人以上の規模の事業所に勤務する者、という要件をすべて満たす者に限って厚生年金の適用とすることにしました。これはかなり限定的な適用拡大でしたので、これをさらに広い範囲に拡大することを検討するというのが、ここでの課題です。

オプション試算では週20時間以上就労し、月収が5.8万円以上ある短時間労働者に適用を拡大するケースと、月収5.8万円以上のすべての短時間労働者に適用を拡大するという二つのケースについて試算が行われています。前者で拡大対象は約220万人、後者で約1,200万人と見込まれています。前者の場合、給付水準の引上げ効果は小さいですがプラスであり、後者の場合、10%以上の給付引き上げ効果があると試算されています。

## (3) 高齢期の就労と年金受給の在り方

この課題については、二つの検討方向が示されています。一つは基礎年金の保険料納付期間が現在では60歳までとされているところを、65歳まで延長し、その分給付も高くする、また、65歳以上の在職老齢年金を廃止する、という方向です。もう一つは、65歳を超えて働いている被用者について、基礎年金給付算定時の納付年数の上限を40年から45年に引上げ、その分基礎年金を増加させる、また、65歳以上の在職老齢年金を廃止する、そして繰下げ受給を選択する、という方向です。

前者の場合、12~15%くらいの給付増の効果があると見込まれています。後者については、前者の効果に加えて、保険料拠出期間の延長による年金額の増加と、繰下げ支給による年金額の増加が見込まれ、65歳を超える就労年数が1年伸びるたびに、就労が65歳を超えない場合の給付水準の1割弱の増額効果があると見込んでいます。



## 6. おわりに

オプション試算で挙げられたような改正事項は、これから検討に入っていくと考えられますが、議論の過程でそれぞれの世代がお互いに痛みを分かち合いながら、公的年金制度の持続可能性が維持されていくことが肝要でしょう。冷静に将来を見据えた議論が求められていると思います。

以 上



### 執筆者紹介

**坂本 純一(さかもと じゅんいち) 1949年 大阪府生まれ**  
株式会社野村総合研究所 金融ITイノベーション研究部 主席研究員

#### <学歴・職歴>

1973年 東京大学理学部数学科卒業  
1975年 東京大学理学系大学院数学専門課程修了(修士)  
1975年 厚生省入省  
1980年 国際労働事務局(ILO<在ジュネーブ>)出向  
1991年 大蔵省主計局共済課共済計理官  
1999年 厚生省年金局数理課長  
2004年 厚生労働省を退職、(株)野村総合研究所入社

#### <学会等>

(公社)日本アクチュアリー会理事、国際アクチュアリー会社会保障委員長、国家公務員共済組合連合会年金業務懇談会委員、私学共済運営委員会委員、(独)中小企業基盤整備機構資産運用委員会委員ほか  
上智大学、日本大学非常勤講師

#### <主要著作>

“高齢化諸国における公的年金制度改正の一つの潮流”(共済新報2013年8月号)、“デフレ経済下のマクロ経済スライド”(年金と経済2012年1月号)、“保険と数理”近見正彦・堀田一吉・江澤雅彦編「保険学」第4章(有斐閣;2011年)ほか多数